地域生活支援活動推進事業

生活支援相談員聞き取り結果（まとめ）

北九州市社会福祉協議会
地域福祉部地域支援課

目　次

聞き取り結果まとめ

Ⅰ　調査の概要

１目的　２対象　３日程 ―――――――――――――――― 1

Ⅱ　聞き取り内容

１　事業の推進体制 ―――――――――――――――― 2

２　事業の実施状況 ―――――――――――――――― 4

Ⅲ　まとめ ―――――――――――――――― 7

提　言

公立大学法人　福岡県立大学　　村山　浩一郎　教授 ―――― １０

（北九州市社会福祉協議会　アドバイザー
北九州市社会福祉協議会　総合企画委員会　委員長）

資料編

１　北九州市社会福祉協議会地域生活支援活動推進事業実施要綱 － １５

２　地域生活支援活動推進事業について（説明資料） ―――― １７

３　令和５年度 地域生活支援相談員業務実績 ―――― １９

４　生活支援相談員聞き取り内容詳細 ―――― ２１

Ⅰ　調査の概要

１　目　的

地域生活支援事業は、制度の狭間にいる人の生活支援ニーズに対応していくため、市社協職員(非常勤)を地域に配置するという、これまでにない取り組みを進めてきた。

事業開始から６年が経過し、実施地区も１５校(地)区に増え、地域に合った様々な工夫により成果を上げているところである。

そこで、生活支援相談員に聞き取りを行い、本事業の成果や課題を整理するとともに、包括的支援体制の構築に向けた「住民に身近な圏域での相談体制」において、本事業の今後の役割について検討するため調査・研究を行った。

２　対　象

生活支援相談員　３１名（１５校(地)区）

No.	校(地)区	開始年度	相談員数
1	若松区　高須地区	平成３０年１２月	２人
2	門司区　庄司校区	平成３１年　３月	４人
3	小倉南区　若園校区	平成３１年　４月	２人
4	小倉南区　貫校区	令和　元年　６月	１人
5	門司区　田野浦校区	令和　２年　７月	１人
6	小倉南区　守恒校区	令和　２年　８月	２人
7	小倉北区　西小倉校区	令和　２年１１月	２人
8	小倉北区　富野校区	令和　３年　９月	３人
9	八幡東区　高槻地区	令和　３年　９月	１人
10	戸畑区　牧山東地区	令和　３年１０月	３人
11	八幡西区　八枝校区	令和　４年　３月	２人
12	八幡西区　陣原地区	令和　５年　２月	３人
13	門司区　小森江西校区	令和　５年　３月	２人
14	小倉南区　東朽網校区	令和　５年　３月	２人
15	小倉南区　朽網校区	令和　５年　３月	１人

３　日　程

令和６年３月１８日（月）～３月２７日（水）

令和６年７月２６日（金）～８月２２日（木）

Ⅱ　聞き取り内容

１　事業の推進体制

（１）勤務日数・時間

■　１４校(地)区が適当と回答。（４時間／日　×　４日／週）

［主な意見］

(高槻・牧山東)勤務時間以外は市民センターが受け付けてくれている。

（２）業務のやりがいやモチベーション

■　１３校(地)区がやりがいを感じていると回答。

■　責任のある仕事であることや地域と関われていることにやりがいを感じている。

［主な意見］

(田野浦)事業を通じて、住民が「何かあったら公民館に」という意識が根付いたことをうれしく思いやりがいに感じている。

(貫)社協の仕事をすることで校区や町内に色々な情報を持ち帰ることができてうれしい。

(東朽網)相談者に喜んでもらえること。また、同年代の活動者の活躍からも元気をもらえる。

(高須)事業開始から年数が経つにつれ様々な相談があり、関われば関わるほど大事な仕事だと感じている。

（３）有給・無給の是非

■　有給であった方が良い。１０校(地)区

〔理由〕

○　責任感・モチベーションを高く持てる。

○　社協（有給）職員だから住民も受け入れやすく、ボランティアには頼めないことの依頼もある。

■　校(地)区社協への助成による推進。３校(地)区

〔理由〕

○　給与があるからやっているわけではない。

○　どちらでもいい。考えたことはなかったが、問題ないと思う。

■　無給でもいい。２校(地)区

〔理由〕

○　退職後やりたかったことをしているので無給でもいい。しかし、社協職員だから安心して相談している人もいると思う。

○　無給でもいいが、有給だから責任感を持ち仕事を優先させることができる。

［主な意見］

(西小倉)有給でなくなった場合は取り組みの意識に差が出る。助成金等となった場合は地域での活動内容が曖昧になると思う。

(高須)時間を拘束して行う取り組みであるため、有給が必要。福祉協力員にはボランティアでお願いすることが難しい問題でも業務として従事する相談員には依頼がくることがある。

(牧山東)過去、無給で同じ取り組みを試みて、事業開始には至らなかったが、有給である仕事という責任感から事業開始２年で軌道に乗ることができた。

(庄司)給与をもらうために相談員をしているわけではない。３人が雇用年齢上限(７５歳)に達するため後任を探す必要がある。

(小森江西)助成金でも可能だろうが、他の人は雇用関係が良いという場合もある。

（４）業務を進める上での決定者(相談者)・機関（複数回答）

■　「複数の相談員がいる校区は相談員同士」が６件。

■　「校(地)区社協会長・役員・活動者」が１１件。

■　「市民センター館長」が１件。

■　「区社協(主事、地域支援コーディネーター)」が３件。

決定者(相談者等)	校(地)区	備考
校区社協会長、相談員同士	門司区　庄司校区	
校区社協会長、まち協会長、他地縁団体	門司区　田野浦校区	
校区社協会長、お助け隊長	門司区　小森江西校区	
校区社協会長	小倉北区　西小倉校区	
相談員同士	小倉北区　富野校区	
校区社協会長、役員	小倉南区　若園校区	
校区社協役員、市民センター館長、区社協	小倉南区　貫校区	
相談員同士、区社協	小倉南区　守恒校区	
校区社協会長、区社協	小倉南区　東朽網校区	
校区社協会長	小倉南区　朽網校区	
校区社協会長	若松区　高須地区	
地区社協会長、役員、区社協	八幡東区　高槻地区	
相談員同士	八幡西区　八枝校区	
地区社協会長、相談員同士	八幡西区　陣原地区	
相談員同士	戸畑区　牧山東地区	

２　事業の実施状況

（１）生活支援が必要な人の把握

■　１４校(地)区が住民向けアンケートを実施している。

■　アンケート実施以降は、サロンやふれあい昼食会など人が集まる場所に出向いて相談窓口の存在を周知している。また、福祉協力員と連携して、外出しにくい対象者にチラシを配付し、相談員に対する認知が浸透してきている。

■　社会福祉施設職員と連携し、ニーズを把握し、解決を図る例もある。

［主な意見］

(西小倉)相談窓口の周知とニーズの把握は、ふれあい昼食会(毎月)や福祉協力員研修会等で行っている。

(貫)毎月発行される市民センターだよりに相談窓口の紹介を掲載し、住民に知ってもらっている。

校区内の５カ所の社会福祉施設と連携し、ニーズを把握している。

(貫、守恒、東朽網)相談員によるアウトリーチでニーズを把握している。

(牧山東)相談窓口を利用した人が他の住民へ伝え、口コミで相談がある。

相談員が民生委員も兼ねているため、民生委員による周知活動も充実している。

（２）生活支援活動を担う地域住民の募集・養成

■　１３校(地)区で住民組織の生活支援グループを結成している。

No.	校(地)区	名称	人数	補足
1	門司区　　生司校区	おたすけ隊	37 人	
2	門司区　　田野浦校区	たのうらサポート隊	22 人	
3	門司区　　小森江西校区	小西安心お助け隊	20 人	
4	小倉北区　西小倉校区	おたすけ隊	30 人	
5	小倉北区　富野校区	おたすけ隊	18 人	
6	小倉南区　若園校区	名称は設けていないがサポーター・として登録	40 人	
7	小倉南区　貫校区	おたすけ隊	31 人	
8	小倉南区　守恒校区	生活支援サポーター	13 人	
9	小倉南区　東朽網校区	トントンとんからりの応援隊	35 人	
10	小倉南区　朽網校区		―	未結成
11	若松区　　高須地区	たかすちょこっと応援タイ	40 人	
12	八幡東区　高槻地区	高槻地区(ちょこっと)お困りごとささえ隊	20 人	
13	八幡西区　八枝校区	(仮)八枝おたすけ隊	―	結成中
14	八幡西区　陣原地区	陣原ちょこっと応援隊	32 人	
15	戸畑区　　牧山東地区	名称は設けていないが活動員として登録	43 人	

［主な意見］

(庄司)小学校の保護者たちが集まる「おやじの会」に働きかけ、３７名が賛同してくれ、お助け隊が結成された。福祉協力員との兼務はなく若いグループとなっている。ＬＩＮＥグループを作っており、ニーズがあれば送信し、マッチングしている。公民館の屋根が崩れた際、町内会から対応困難と相談を受け、お助け隊が対応した。

(若園)年に一度、生活支援グループのメンバーと福祉協力員、民生委員が集まり、食事会をして情報交換し、日ごろの連携につながっている。

(高須)校区社協の活動者は女性中心であったが、生活支援グループを結成したことで男性が増えた。４０名のうち男性は２５名(６割)。生活支援グループと福祉協力員の交流会を開催し、つながりができた。

(その他) 募集は住民アンケートやチラシ配布、関係者からの誘い、口コミ等。

（３）生活支援ニーズと活動者とのマッチング

■ 全ての相談員が断らずにマッチングを行っている。

■ 住民組織の生活支援グループにつなぐことが難しい活動であっても、地元業者や行政につないでいる。

■ 最終的につないだ先が件数として報告されるが、それまでに様々なやり取りがあり数字として表れないことがある。

［主な意見］

(若園)地域包括支援センターやいのちをつなぐネットワーク係につなぐケースもあるが、区役所が隣にあるため窓口まで連れていくこともある。

(高須)できるだけお助け隊につないでいるが、困難ケースの場合は地元の電気屋など業者につなげている。お助け隊の活動もここからここまでと決められないので小さなことにも対応している。

［主なつなぎ先］

住民組織の生活支援グループ、民生委員・児童委員、福祉協力員、業者、社会福祉施設、行政。

［つなぎ先確保策］

校区社協の把握する情報、自治会等地縁団体の把握する情報、地元商店等への声かけ、インターネット、等。

（４）関係機関・団体との関りや連携

■ １４校(地)区で地縁団体と連携している。連携が取れていないのは１校(地)区。

■　校(地)区社協の連絡調整会議や地区民児協の地区会に参加し、マッチング報告や事業の周知依頼が行われ、福祉協力員や民生委員・児童委員を通じて住民へ伝わる仕組みが取れている。

■　地縁組織以外の社会福祉施設や地元業者にも働きかけ、お互いに助け合える関係となるケースも出てきている。

［主な意見］

(貫)高齢者施設と連携し、サロンの講師として来てもらえるよう校区社協につなげたり、施設にコンビニの移動販売がある際、地域住民も購入できるようにしている。

(八枝)　「お元気ですか？」（八幡西区社協が作成する情報チラシ。主に福祉協力員が見守り対象者の訪問をする際に配付。）を校区で配付する際に、事業内容や相談員の連絡先を記載し、高齢者施設や病院、整骨院で配布してもらっている。

地元業者に働きかけ、相談員からつないだ住民の購入価格を割引してもらっている。

(陣原)高齢者通所施設職員から、利用者の隣の家のつたをどうにかできないか相談を受け、地主につなぎ解決した。

（５）生活支援活動以外の相談について

■　１１校(地)区で対応している。生活支援以外の相談がないと言っているのは、４校(地)区。

■　事業が定着し、地域に認知されると、分野を超えた様々な相談が寄せられる。

■　どのような相談でも受け止め、対応が困難な場合、民間事業者の紹介や行政へのつなぎ、あるいは傾聴に徹するなど、寄り添った相談活動を行っている。

■　地域に定着していることもあり、地域包括支援センターや学校などから依頼を受けるなど他の機関から頼りにされるケースも出てきている。

［主な意見］

(富野)一度相談してきた人は、相談しやすくなって、悩みやプライベートな相談を受けたこともある。

(若園)病気や家族の相談の方が多い。話を聞いてほしいという相談者も多く、傾聴のみの時もある。

(高須)地域包括支援センターから要支援者との関係性を築いてほしい等の依頼が来るようになった。

(相談例)病気の相談、家族関係の相談、相続、業者の紹介、介護保険の申請、隣人問題、スマホの操作、孫の不登校相談、小学校から児童の状況確認依頼、コンビニからの住民の情報提供依頼。

（６）仕事で苦労している点や困難と感じている点

■　９校(地)区の相談員が困難な点はないと回答。

■　困っていない理由が件数が少ないためと思われる校(地)区も２カ所あるが、その他は、時間外対応なども苦にしていない。「（苦労はない。）今までやってきたことの延長線上にお給料がついてきた」という発言のように、同じ地区に住む住民としてボランタリーに要支援者を支えてきたことを基盤に、有給で責任感を持ち業務にあたれることに対する高いモチベーションがうかがわれる。

■　活動の深みが増すにつれ、精神疾患の方やゴミ屋敷の対応など、困難なケースに遭遇している。

「主な意見」

（庄司）困難な点等は特に考えたこともない。すべての相談に対応している。

（西小倉）窓口開設してない曜日に対応したことはあるが、嫌に感じているわけではない。

（若園）何か困ったことがあれば、区事務所の所長・主事・地域支援コーディネーターに相談している。

（高須）後で精神疾患とわかった方から、明け方２時に「心臓が（痛い）」と電話があり、校区会長と病院に連れて行ったケース。ゴミ屋敷の対応で紹介したシルバー人材センターを拒否されたケースなど。（要支援者本人からより）周囲からの相談が多い。

（高槻）地域組織を理解するのに時間がかかった。

（八枝）隣人問題の仲介人になってほしいという依頼があった。

Ⅲ　まとめ

（１）市社協職員（非常勤）の配置　～ボランティア精神と有給の責任感～

ほとんどの相談員が高いモチベーションと責任感を持ち業務を行っている。その要因には、次の二つが考えられる。

①　小地域福祉活動の充実への貢献

相談員は、その多くが小地域福祉活動のボランティアとして活躍していた経歴がある。本業務において相談員という役職や仕組み、拠点等が与えられ、ボランティア活動では不十分だったことが可能になったことによる充実感が感じられる。

② 有給の責任感

ボランティア活動のように「都合の良い時に」「好きなことをする」のではなく、有給であるゆえに活動の時間や取り組みが明確なため、業務に対する責任感を口にする相談員が多くいる。

相談員は、これまで行ってきたボランティア活動の延長線上に本事業を位置づけ、そのボランティア精神からくる献身性と、有給の職員としての責任感をもって業務にあたっている。一方、第三者（住民や関係機関等）からは、福祉協力員等ボランティアには頼めないことを、有給職員だから依頼されているケースも見受けられる。

なお相談員の７４％が高齢者である。高齢者にとっては、１日４時間・週４日の勤務時間や職場が住まいに近い等のため、働きやすく就労の場として適していると考えられる。

（２）生活支援ニーズへの対応　～「断らない」対応と生活支援グループの結成～

生活支援が必要な人の把握は、アンケートやチラシ、サロン・地域の会合への出席などにより行っている。相談員が地元の住民（活動者）である特徴を活かし、関係機関・団体との連携も緊密に行われている。全ての相談員が断らずに相談を受け、生活支援活動とのマッチングや他機関等へのつなぎを行っている。

成果の一つとして、生活支援グループの結成がある。１３校(地)区（１校(地)区結成中）で結成されている。福祉協力員等が女性中心で組織されている校区社協で腕を見込まれた男性活動者が増えるなど、これまで小地域福祉活動にあまり参加していなかった層の参加が見られる。後述の包括的な支援体制の「『他人事』が『我が事』になるような環境整備」を相談員が行っていると言える。

（３）包括的な支援体制における地域生活支援活動推進事業

■　生活支援以外の（分野を超えた）相談

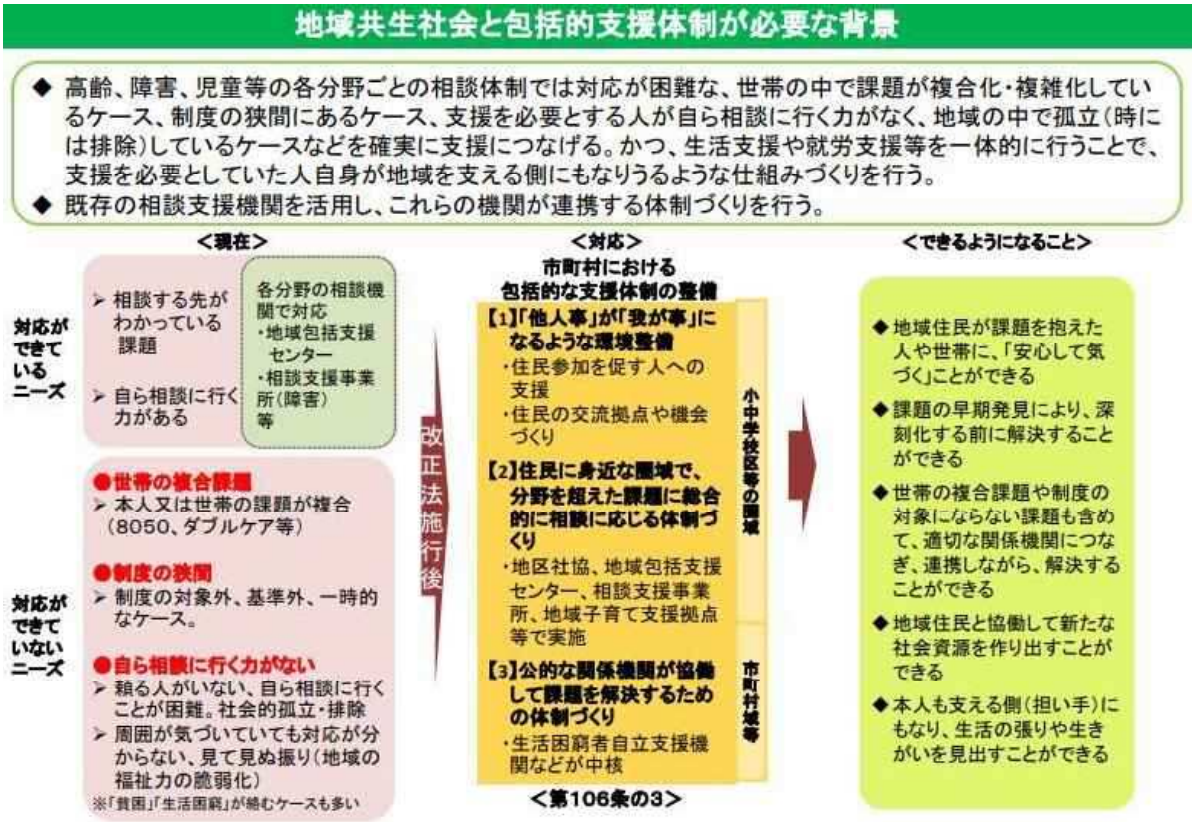
４校(地)区では生活支援活動以外の相談がないと言っているが、その他の校(地)区では生活支援活動以外の相談が寄せられている。事業が定着し認知されるとともに、生活支援活動以外の相談が増える傾向があり、一度相談した人が相談しやすくなり悩みやプライベートな相談に来所するなどの事例もある。

身寄りのない人などにとって、歩いて行ける市民センターに親身になって分野を超えた相談に応じてくれる相談員は大変貴重だと思われる。

■　地域包括支援センター等との連携

また、事業開始時はあまり想定していなかったが、地域包括支援センターや学校から要支援者に対する依頼を受けるなど他の機関から頼りにされるケースも出てきている。今後、一人暮らし高齢者、特に身寄りのない相談相手の少ない高齢者が増え、地域包括支援センター等への相談が増加すると考えると、一旦地域の市民センター等で相談を受ける本事業の相談員の役割は大変重要だと考えられる。

■　包括的な支援体制における地域生活支援活動推進事業



本事業は、生活支援活動のマッチングを主な取り組みとして、事業を開始したが、包括的な支援体制の整備における「【１】『他人事』が『我が事』になるような環境整備」（前出）、「【２】住民に身近な圏域で、分野を超えた課題に総合的に相談に応じる体制づくり」に貢献できることが期待できる。また、相互に連携を深め、住民による生活支援グループを拡充していけば、「【３】公的な関係機関が協働して課題を解決するための体制づくり」の一つとしても十分機能すると考えられる。

地域生活支援活動推進事業に関する提言

福岡県立大学　村山浩一郎

今般、北九州市社会福祉協議会は地域生活支援活動推進事業の実施状況を把握するため、生活支援相談員に対する聞き取り調査を行った。その結果から、同事業が北九州市における包括的な支援体制（もしくはそれを構築するための重層的支援体制整備事業）の重要な構成要素となる可能性があることが見えてきた。

上記の調査結果から、市民センター等への生活支援相談員の配置が、①住民による生活支援グループ（おたすけ隊など）の立ち上げにつながっていること、②地域の身近な「なんでも相談窓口」となっていること、さらに、住民活動者でもある生活支援相談員を社協の有給職員としたことで、③生活支援相談員の責任感や住民からの信頼が高まっていること、などがわかったが、ここでは、特に②に注目したい。

調査結果によれば、生活支援相談員は高齢者の生活の困りごと（生活支援ニーズ）に関する相談を断らずに受け止め、生活支援グループ（おたすけ隊など）につないでいる。しかし、それだけにとどまらず、生活支援ニーズ以外の分野を超えた様々な相談も受け止め、生活支援グループでは対応が難しい場合には、区事務所、地域支援コーディネーター、地域包括支援センター、いのちネットなどの専門機関につないでいるという。

地域生活支援活動推進事業は、介護保険制度の総合事業（サービスB）と生活支援体制整備事業を財源としている。しかし、上記の相談対応機能は、こうした事業の範囲を超えて、社会福祉法第106条の3が求める包括的な支援体制の一環として評価することができる。同条第2号は、包括的な支援体制の整備の一環として「住民に身近な圏域で、分野を超えた課題に総合的に相談に応じる体制づくり」（厚生労働省説明資料）に取り組むことを求めているが、生活支援相談員の市民センターへの配置は、まさにこの施策に該当するように思われる。

注）第106条の3の第2号の実際の条文「地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策」を見ても、同事業が第2号の主旨に合うことが確認できる。

北九州市は包括的な支援体制の整備を重層的支援体制整備事業の活用により推進していく方針である。しかし、北九州市の重層的支援体制整備事業の構想では、社会福祉法第106条の3の第2号が求める「住民に身近な圏域で、分野を超えた課題に総合的に相談に応じる体制づくり」に対応するものが見えにくく、北九州市の包括的な支援体制の弱点となっている。

もちろん、重層的支援体制整備事業では、地域包括支援センターや障害者相談支援事業などが「包括的相談支援事業」（社会福祉法第106条の4の第1号）に位置づけられ、分野横断的な相談を断らずに受け止めることになっているが、北九州市の場合、こうした分

野別相談機関が必ずしも「地域に身近な圏域」には設置されておらず、この点については、何らかの独自の工夫が必要だと考えられる。

北九州市のような大規模な指定都市で地域に身近な圏域に総合的な相談窓口を設置することは一見困難にも思われる。しかし、北九州市には長年をかけて校区ごとに整備してきた市民センターという貴重な社会資源があり、これを有効に活用すれば、社会福祉法第106条の3第2号が求める体制づくりを進めて行くことができるのではないか。市民センターは保健福祉行政の所管ではないかもしれないが、「地域共生社会の実現」を理念とするのであれば、「制度・分野の枠を超えた　体制づくりを進めてほしい。

重層的支援体制整備事業の先行事例（福岡市では久留米市や糸島市など）では、社会福祉協議会の相談事業や社協が支援する住民主体の相談拠点を「包括的相談支援事業」に位置づけている自治体も少なくない。「包括的相談支援事業」の対象事業を自治体独自の判断で広げることもできるはずである。

他方、生活支援相談員は、地域生活課題を丸ごと受け止め、多様な支援につなげる、というだけでなく、専門機関が地域との連携を求める場合の地域側の窓口にもなると考えられる。地域のインフォーマルな社会資源と連携した支援をしたくても、専門機関からみると、地域のつなぎ先、連絡先がわからない。地域支援コーディネーターや区社協も地域とのつなぎ役を担えるが、それぞれの小地域（小学校区）に窓口があることで、より直接的に地域とつながることができるのではないか。

また、包括的な支援体制の構想を提起した「地域力強化検討会」の議論にもあったように、地域の身近な圏域に課題を丸ごと受け止める場があることで、住民活動者は新たな課題に気づき、安心して解決に向けた取組みを進める（「見て見ぬふり」をしなくて済む）ことができる。生活支援相談員の配置は個別課題への対応にとどまらず、小地域福祉活動全体の活性化に大きな意義がある。生活支援相談員の配置が生活支援グループの立ち上げにつながっていることと合わせて考えると、地域生活支援活動推進事業は社会福祉法第106条の3の第1号「『他人事を』を『我が事』に変えていくような働きかけをする機能」（「地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、・・（中略）・・その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策」）に関する事業としても評価できる。

以上で述べた理由により、行政当局には、地域生活支援活動推進事業の今後の可能性を、財源となっている介護保険制度の枠を超えた包括的な支援体制の整備という観点から評価していくことを求めたい。そもそも包括的な支援体制は、各分野の既存の事業や取組を包括的な支援体制の構成要素として位置づけ直すことで構築されていくものなので、包括的な支援体制を整備していくためには、上記のような評価作業が不可欠だと思われる。

他方、社会福祉協議会としては、同事業を単体として捉えるのではなく、生活支援相談員を地域支援コーディネーターや区社協がどのようにバックアップしていくのかなど、多様な生活課題を受け止める社協全体の体制を示していく必要がある。

資　料　編

北九州市社会福祉協議会地域生活支援活動推進事業実施要綱

（目的）

第１条　この事業は、少子高齢化、核家族化等が急速に進展する地域の現状の中で、公的な福祉サービスだけでは対応できない制度の狭間にいる人の生活支援ニーズに対応していくため、地域住民による生活支援活動の担い手を増やすとともに、ニーズと生活支援活動の需給調整を行い地域住民による生活支援活動が円滑に行われるようにすることを目的とする。

（実施主体）

第２条　事業の実施主体は、社会福祉法人北九州市社会福祉協議会（以下「本会」という。）とする。

（事業の内容）

第３条　本会は、第１条の目的を達成するため、次に掲げる取り組みを行う。

（１）高齢や障害、ひとり親家庭等を理由として継続的な生活支援を必要とする者（以下「要支援者」という。）の把握及び登録に関すること。

（２）継続的な生活支援活動を担う地域住民等（以下「活動者」という。）の募集、養成、登録及び損害賠償等保険加入手続に関すること。

（３）要支援者及び活動者のうち登録した者に係るニーズと生活支援活動の需給調整に関すること。

（４）地域における有償の生活支援活動のしくみづくりに関すること。

（５）その他本会が必要と認めること。

（実施場所）

第４条　生活支援活動の普及を希望する地域内の市民センター、公民館類似施設等のコミュニティ施設内に、当該地域における主たる実施場所を設ける。

２　前項の実施場所における事業実施回数は週４日間、実施時間数は一日あたり４時間とし、当該コミュニティ施設の開館日時に合わせて、実施日時を決定する。

（実施体制）

第５条　事業の実施の職員体制として、本会に生活支援活動を担当する職員（以下「職員」という。）を配置するとともに、前条に規定する各実施場所に地域生活支援相談員を１名配置する。

２　前項の職員体制における職務内容は次のとおりとする。

（１）職員

　生活支援活動の普及を目指す地域を募集し、地域住民等が当該地域の実情に応じた無償又は有償の生活支援活動に取組むことができるよう支援する。

（２）地域生活支援相談員

　地域における要支援者の把握及び活動者の募集を行うとともに、登録した者に係るニーズと生活支援活動の需給調整を行い、生活支援活動が円滑に行われるよう支援する。

（登録）

第６条　要支援者のうち、生活支援活動の利用を希望する者は、本会会長に「地域生活支

援活動利用登録（登録変更）申請書」（様式１）を提出し、登録の決定を受けなければならない。

２　活動者のうち、生活支援活動の提供を希望する者は、本会会長に「地域生活支援活動提供登録（登録変更）申請書」（様式２）を提出し、登録の決定を受けなければならない。

３　本会会長は、前２項の規定により申請を受けたときは、必要に応じて申請状況等を調査したうえで速やかに登録の可否を決定し、各申請者へ可否の結果を通知しなければならない。

（実施方法）

第７条　本会は、この事業の目的を達成するため、当該地域の意向に沿いながら、本会各部署のほか区役所等関係機関と連携して、事業の円滑な運営に努めるものとする。

２　職員は、地域住民へ生活支援活動の必要性を周知して、活動者を増やす働き掛けを行うとともに、養成研修を実施する。

３　地域生活支援相談員は、チラシの配付等を通じて本事業の周知を行い、利用登録の決定を受けた者（以下「利用登録者」という。）及び提供登録の決定を受けた者（以下「提供登録者」という。）の増員を図る。

４　地域生活支援相談員は、活動の需給調整を行う際には三者面談等を行い、生活支援活動が円滑に行われるよう支援する。

（登録内容の変更）

第８条　登録の内容に変更が生じた場合は、利用登録者においては「地域生活支援活動利用登録（登録変更）申請書」（様式１）を、提供登録者においては「地域生活支援活動提供登録（登録変更）申請書」（様式２）を再度提出しなければならない。

（登録の有効期間）

第９条　登録の有効期間は、登録の日から登録の日の属する年度の３月３１日までとする。

（登録の自動更新）

第１０条　登録の有効期間満了の１ヶ月前までに辞退の意思表示がない場合は、本登録は自動的に１年間延長されるものとし、以降も同様とする。

（登録の辞退）

第１１条　登録を辞退しようとする時は、利用登録者においては「地域生活支援活動利用登録辞退届」(様式３)を、提供登録者においては「地域生活支援活動提供登録辞退届」(様式４)を提出しなければならない。

（個人情報の保護）

第１２条　個人情報の取扱いについては、社会福祉法人北九州市社会福祉協議会個人情報保護規程及び個人情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

２　本会は、第６条に規定する登録申請を受付ける際には、個人情報の利用目的を明示しなければならない。

（その他）

第１３条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本会会長が定める。

付　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

地域生活支援活動推進事業について

市社協地域福祉部地域支援課

1　目　的

少子高齢化の進展や一人暮らし高齢者が増えている地域の現状の中で、ゴミ出しや買い物支援など、公的な福祉サービスだけでは対応の難しい、制度の狭間にいる人が多くいます。

こうした生活上の困りごとを抱えた人々に対応するため、校(地)区社協を中心とした、ふれあいネットワーク活動の助け合い活動や地域住民による生活支援活動（有償または無償）などの生活支援のしくみづくりを進めていく必要があります。

地域生活支援活動推進事業は、地域住民が主体的に取り組んでいく生活支援活動を支援する事業です。

2　事業内容

（１）校(地)区社協が取り組む生活支援活動の支援

地域住民の生活上の困りごとに対応した、校(地)区社協中心の生活支援活動が円滑に行われるように支援を行います。

※校(地)区社協中心の生活支援活動（例）
【取り組み内容】
・買い物、ゴミだし、掃除、洗濯、通院の同行、調理の補助　など

【取り組み方法】
・福祉協力員やニーズ対応員が行う助け合い活動の充実
・地域住民による有償または無償の生活支援活動の立ち上げ　など

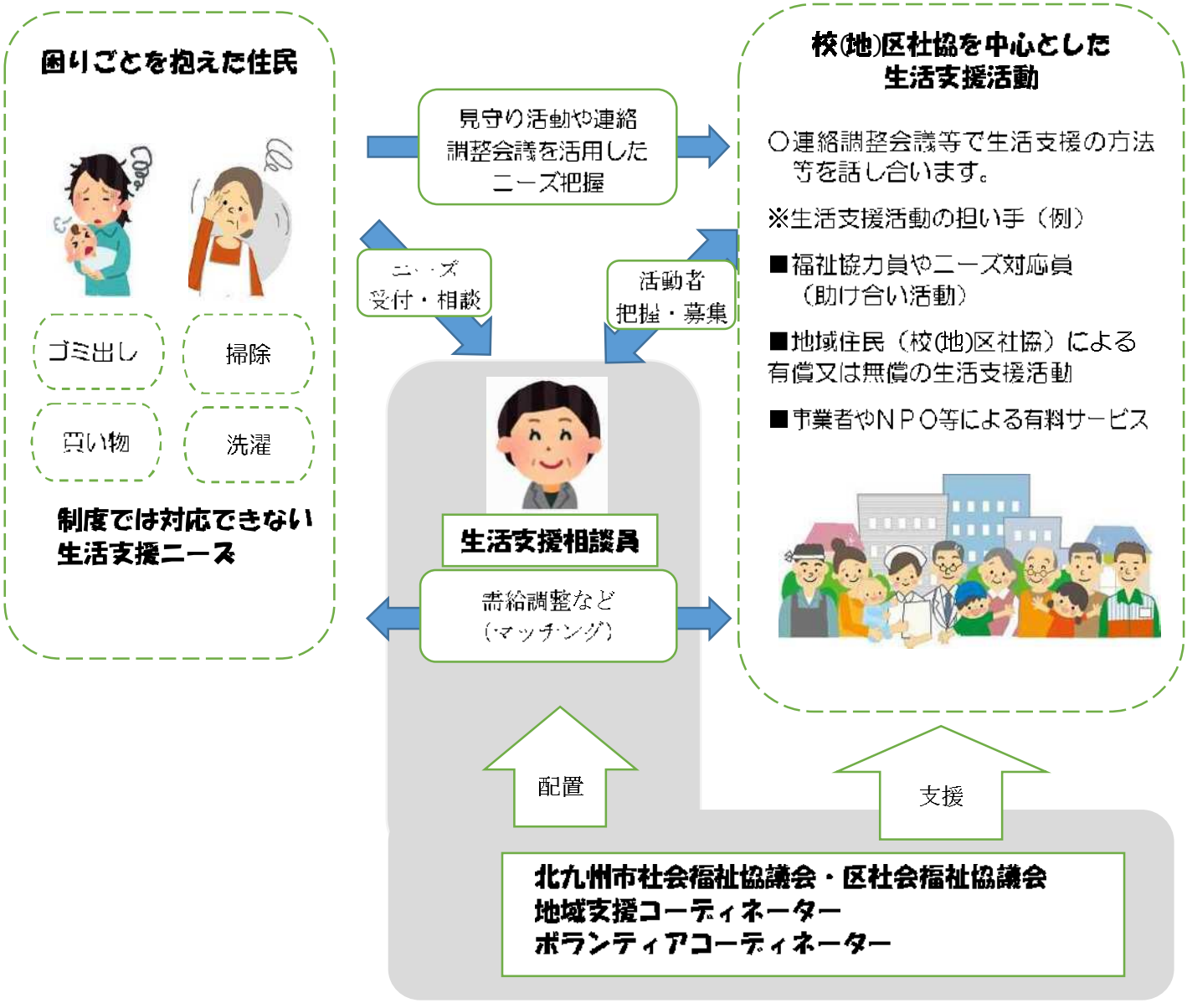
※上記の生活支援活動の内容や料金（有償又は無償）、時間など、市・区社協も含め校(地)区社協で話し合いながら、校(地)区に合った生活支援活動の体制づくりを行います。

（２）地域生活支援相談員の配置

市民センター等に職員（非常勤）を配置し、生活支援活動の支援を行います。

※地域生活支援相談員の役割
①要支援者のニーズと生活支援活動の担い手の需給調整（マッチング）
②地域における要支援者の把握
③生活支援活動の担い手の募集

３　イメージ図





地域住民を中心とした生活支援活動を行うことで、地域の人々が様々な生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らし、支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現につながります！

令和5年度 地域生活支援相談員業務実績

		門司区			小倉北区		小倉南区					若松区	八幡東区	八幡西区		戸畑区	計
		庄司	工野浦	小森江西	西小倉	富野	若園	貫	守恒	東朽網	朽網	高須	高槻	八枝	陣原	牧山東	
窓口開設年月		H31.3	R2.7	R5.3	R2.11	R3.9	H31.4	R1.6	R2.8	R5.3	R5.3	H30.12	R3.9	R4.3	R5.2	R3.10	ー
世帯数		726	1,567	1,400	10,244	4,055	5,174	4,468	4,500	2,334	2,539	4,225	1,957	4,397	3,270	3,206	ー
相談員数		4	1	2	2	3	2	1	2	2	1	2	1	2	3	3	31
相談件数		167	136	84	199	285	58	80	38	19	1	178	57	28	0	95	1,425
	内マッチング件数	167	131	69	198	281	40	55	29	12	1	174	41	20	0	77	1,295
助け合い活動のための調整	ニーズ把握	21	33	19	64	19	7	58	40	3	0	156	12	18	0	90	540
	要支援者等への訪問	0	33	8	57	4	2	5	8	2	0	120	11	8	0	46	304
	地域活動への訪問	21	0	11	7	15	5	53	32	1	0	36	1	10	0	44	236
	会議への参画	15	34	16	5	19	71	4	31	7	6	24	6	15	10	17	280
	活動周知	29	103	0	5	4	1	3	40	80	10	51	2	45	18	13	404
	地縁団体・施設・行政等との活動調整	26	285	70	5	82	174	38	29	49	25	166	47	30	38	93	1,157
地域の助け合い活動		533	68	40	105	421	251	200	52	3	0	174	26	4	0	179	2,056

生活支援相談員聞き取り内容詳細
（令和6年3月18日～3月27日，令和6年7月26日～8月22日）

1.事業の推進体制

(1) 勤務日数・時間

	校(地)区	内容	備考
門司	庄司	足りている。時間が減っても構わない。	適当
	田野浦	足りている。	適当
	小森江五	不足している印象はない。	適当
小倉北	西小倉	適当である。	適当
	富野	適当である。	適当
小倉南	若園	適当であるが今の時間が限度。	適当
	貫	適当である。	適当
	守恒	適当である。	適当
	東朽網	パソコン不慣れなため、超過しているが、時間を増やしてほしいわけではない。	適当
	朽網	わからない	
若松	高須	適当である。	適当
八幡東	高槻	適当である。勤務時間外は市民センターが受け付けている。	適当
八幡西	八枝	適当である。	適当
	陣原	ちょうどいい。	適当
戸畑	牧山東	ちょうどいい。勤務時間外は市民センターが受け付けてくれている	適当

(2) 業務のやりがいやモチベーション

	校(地)区	内容	備考
門司	庄司	元々困りごとを聞いていたところを相談員という名称がついたからと言って、やりがいやモチベーションがより　向上がったかと言われるとそうではない。	
	田野浦	事業を通じて「何かあったら公民館に」という意識が根付いたことがうれしくやりがいを感じている。	有
	小森江西	ある。	有
小倉北	西小倉	利用者から「この制度があって良かった。ありがとう。」という感謝の言葉をもらう時が一番嬉しい。業者に頼むと2万円とられたりするところを、値段的にも安くて助かる。「本当にこの金額で良いの？」と聞かれることもある程。	有
	富野	ありがとうと言われることが嬉しい。	有
小倉南	若園	大いにある。	有
	貫	社協の仕事をすることで校区や町内に色々な情報を持ち帰ることができてうれしい。	有
	守恒	ある。	有
	東朽網	相談者に喜んでもらえること。また、同年代の活動者の活躍から元気をもらえる。	有
	朽網	わからない。	
若松	高須	事業開始から年数が経つにつれ様々な相談があり、責任のある仕事であることや地域と関われることにやりがいを感じている。	有
八幡東	高槻	相談員業務を始めたころは、高槻校区について全く知らない状況で活動を始めたため、全く相談がなかった。しかし、最近相談が増えてきて嬉しく思う。そのことにやりがいを感じている。	有
八幡西	八枝	相談がある時はモチベーションがあるが、相談がない時に何をしたらいいのかわからず手持ち無沙汰になる。	有
	陣原	今までやってきたことの延長にお給料がついていることがモチベーションである。また、相談者から感謝の言葉をもらえることも嬉しい。	有
戸畑	牧山東	ある。	有

(3) 有給・無給の是非

	校(地)区	内容	備考
門司	庄司	当初からそのような話も聞いていたため、特に問題はない。給与をもらうために相談をしているわけではない。３人が定年年齢上限（75歳）に達するため後任を探す必要がある。	助成
	出野浦	市社協が以前から校(地)区社協に助成金を交付する形ではダメなのかと話していた。	助成
	小森江西	相談員は校区社協の事務局でもあるため、助成金でも可能だろうが、他の人は雇用関係が良いという場合もある。	有給
小倉北	西小倉	有休でなくなった場合は取り組みの意識に差が出る。助成金となった場合は地域での活動内容が曖昧になると思う。	有給
	富野	校区への助成金にシフトするという方向性について可能だろうが個人で相談員ということで手当があった方がモチベーションにつながる。どこまでボランティアでやるか、というところ。	有給
小倉南	若園	助成金は考えたことがなかった。特に問題ないかとは思う。	助成
	貫	移動販売等少しのことはボランティアで行っているが、完全に無給は難しい。	有給
	守恒	相談員業務は、この事業を委託されて行っていると思っている。無給で自分たちはできるのか。やってみてくれ。と思う。	有給
	東朽網	無給は難しい。	有給
	朽網	無給は難しい。	有給

(3) 有給・無給の是非

	校(地)区	内容	備考
若松	高須	時間を拘束して行う取り組みであるため、有給が必要。福祉協力員にはボランティアでお願いすることが難しい面もあるが業務として従事する相談員には依頼がくることがある。	有給
八幡東	高槻	仕事を辞めたらやりたいと思っていたことが仕事にできているため、喜びを感じている。そのため、給与については無給でも気にしない。しかし、社協職員だから安心して相談している人もいると思う。	無給
八幡西	八枝	給与がある分責任感がでる。社協職員であることによって、住民の方に受け入れてもらいやすいと思う。	有給
	陣原	スタートが無給だったら無給でいいと言っていたと思う。応援隊はボランティアであり、相談員が無給ではできませんとは言えないと思う。しかし、職員としてお給料をもらっているから責任感をもってやれている。無給ならば、他の事を優先したいと思う。相談者からの相談が複雑なため、難しいことも多い。	無給
戸畑	牧山東	過去、地区社協でマッチング機能を持つ同じ取組みを試みたが、事業開始には至らなかった。相談員を配置する話あった際も過去の経緯を知る関係者から難しいのではないかと言われたが有給である仕事という責任感から事業開始一年で軌道に乗ることができた。	有給

(4) 業務を進める上での決定者（相談者）・機関（複数回答）

	校(地)区	内容	備考
門司	庄司	相談員4名と校区社協会長とで対応している。	
	田野浦	校区社協会長、まち協会長、まち協事務局長、地縁団体	
	小森江五	校区社協会長、お助け隊長に相談しながら対応している。相談員だけで決めることはない。	
小倉北	西小倉	校区社協会長。	
	富野	決定権は相談員。校区社協会長に相談することはあまりない。	
小倉南	若園	校区社協会長や役員に相談して活動を進めている。	
	貫	校区社協の役員、市民センター館長、区社協。	
	守恒	基本2人で決めている。区社協には、行政のつなぎ先等を相談している。 地域支援コーディネーターが頻繁に来て相談に乗ってもらっている。	
	東朽網	区社協主事と地域支援コーディネーター、校区社協の会長がこまめに来てくれるため、相談して決めている。	
	朽網	校区社協会長。	
若松	高須	校区社協会長。	
八幡東	高槻	地区社協会長、副会長、区社協に相談していた。	
八幡西	八枝	相談員２人で決めている。	
	陣原	基本相談員で話し合って決めている。わからない場合地区社協の会長に相談したり、連絡調整会議等で検討したりしている。	
戸畑	牧山東	相談員３人で決めている。	

2.事業の実施状況

(1) 生活支援が必要な人の把握

	校(地)区	内容	備考
門司	庄司	アンケートを実施した。 現在は、連絡調整会議や民生委員地区会での情報交換、地域住民から相談員窓口への連絡等でニーズを把握している。	実施
	出野浦	アンケートを実施し、全戸配布した。 現在は、連絡調整会議や民生委員地区会での情報交換、地域住民から相談員窓口への連絡等でニーズを把握している。	実施
	小森江	アンケートを実施した。 現在は、小西安心お助け隊の運営委員会や連絡調整会議、民生委員地区会での情報交換や地域住民から相談員窓口への連絡でニーズを把握している。	実施
小倉北	西小倉	アンケートを実施した。 相談窓口の周知とニーズの把握はふれあい昼食会（弁当）や福祉協力員研修会等で行っている。	実施
	富野	アンケートは活動開始時に実施。事業開始後はアンケート未実施。アンケート用紙は発足当時の校区社協役員や事務局、まちづくりの役員等に入ってもらい、作成と実施をおこなった。	実施
小倉南	若園	アンケートを実施した。 現在は、相談員自身が民生委員を務めているため、福祉協力員、民生委員からの情報や窓口相談に来られた方からニーズ把握をしている。	実施
	貫	相談員がアンケートを作成し全戸配布した。 毎月発行される市民センターだよりに相談窓口の紹介を掲載し、住民に知ってもらっている。 窓口相談に来られる方や、相談員によるアウトリーチ、校区内の施設(5施設)との連携を行い、ニーズを把握している。	実施

(1) 生活支援が必要な人の把握

	校(地)区	内容	備考
小倉南	守恒	アンケートを実施した。 相談員自身が福祉協力員、民生委員を務めているため、福祉協力員、民生委員からの情報をいただいた方の対応や、相談員によるアウトリーチでニーズを把握している。	実施
	東朽網	アンケートを実施した。 相談員自身が民児協の会長、前会長のため、福祉協力員、民生委員からの情報や相談員によるアウトリーチを行い、ニーズを把握している。	実施
	朽網	アンケートを実施した。	実施
若松	高須	アンケートを実施した。	実施
八幡東	高槻	アンケートを実施した。 現在は主に、各町会長、わいわいたかつき（移動販売やリロン）活動者、サロン運営者、地域のケアマネージャー等に働きかけを行い、それぞれの活動中に気づいたことを報告してもらうことで、ニーズを把握している。	実施
八幡西	八枝	アンケートを実施した。 現在は、相談窓口に来られた方の対応をしている。	実施
	陣原	アンケートを実施した。 アンケートの調査結果では、有償でもいいので支援してほしいという人が多く意外であった。 相談窓口を紹介するポスターを社会福祉施設や陣原駅に掲載してもらった。 現在は、相談窓口に来られた方の対応をしている。	実施
戸畑	牧山東	アンケートは実施していない。 現在は、相談窓口を利用した人が他の住民に伝え、口コミで相談がある。相談員が民生委員を兼ねているため、民生委員による周知活動も充実している。	

(2) 生活支援活動を担う地域住民の募集・養成

	校(地)区	内容	備考
門司	庄司	生活支援グループとして「おたすけ隊」を結成。 小学校の保護者たちが集まる「おやじの会」に働きかけ、37名が賛同してくれ、おたすけ隊が結成された。福祉協力員との兼務はなく、若いグループとなっている。LINEグループを作っており、ニーズがあれば送信し、マッチングしている。 公民館の屋根が崩れた際、町内会から対応困難と相談を受け、おたすけ隊が対応した。	結成
	田野浦	生活支援グループとして「たのうらサポート隊」を結成。サポート隊結成の際は、地域支援コーディネーターに相談をした。 現在は、たのうらサポート隊のパンフレット裏面に隊員募集の案内を掲載し、活動者の募集を行っている。	結成
	小森江台	生活支援グループとして「小百安心お助け隊」を結成。 現在では、募集チラシの配布や隊員になってくれそうな方への声かけで活動者の募集を行っている。	結成
小倉北	西小倉	生活支援グループとして「おたすけ隊」を結成。おたすけ隊は校区社協の役員も活動者として登録しているが、実際の活動者は20名、内、活動しているのは10名程度。 R4年度から年1回情報交換会を行っている（無償）。課題について等を話す。「校区全体に活動を知らせる必要がある」、「利用者が固定されている」等の意見あり。弁当を出し、懇労会兼情報交換会の形。	結成
	富野	生活支援グループとして「おたすけ隊」を結成。懇労会をしないといけないかと思うが、お金がかかるためどうするか。 機関紙「いつでも富野」にVo募集出しているが、なかなか集まらないことが課題。社協のVo講座を受けたと一人自発的に手を挙げてくれた人はいる。	結成
	若園	年に一度、生活支援グループのメンバーと福祉協力員、民生委員が集まり、食事会をして情報交換し、日ごろの連携につながっている。	
小倉南	貫	生活支援グループとしておたすけ隊を結成。 相談員が、福祉協力員、民生委員を長く務めている人脈を活かし対応可能な人と個別に調整している。 また、活動拠点の市民センターが遠いため、相談員自身が既存のリロンに出向き、回数を増やしている。	

(2) 生活支援活動を担う地域住民の募集・養成

	校(地)区	内容	備考
小倉南	守恒	生活支援グループとして「生活支援サポーター」を結成。 アンケートによる募集や社協役員による声かけ、連絡調整会議、民生委員地区会を活用し、活動者を集った。 現在も、同じ方法で活動者を集っている。	結成
	東朽網	生活支援グループとして「トントンとんからりの応援隊」を結成している。 アンケートによる募集や社協役員による声かけで活動者を集った。 現在も社協役員による声かけで活動者を集っている。	結成
	朽網	未結成	
若松	高須	生活支援グループとして「たかすちょこっと応援タイ」を結成。校区社協の活動者は女性が中心であったが、生活支援グループを結成したことで男性が増えた。40名のうち男性は25名(6割)応援隊と福祉協力員の交流会を開催しつながりができた。 現在、たかす社協だよりでの広報や各種会議やサロンでの呼びかけにて活動者の募集を行っている。	結成
八幡東	高槻	「高槻地区（ちょこっと）お困りごとささえ隊」という名称で結成している。 （相談員の把握したニーズに対しては、NPO法人わいわいたかつき等に対応を依頼することもある）	結成
八幡西	八枝	生活支援グループは、現在立上げ中（八枝おたすけ隊（仮））であり、チラシで活動者を集っている。	結成中
	陣原	生活支援グループとして「陣原ちょこっと応援隊」を結成。 結成時も現在もチラシによる広報で活動者を集っている。	結成
戸畑	牧山東	応援隊は発足していないが、活動員を募集して登録をしてもらっている。	結成

（3）生活支援ニーズと活動者とのマッチング

	校(地)区	内容	備考
門司	庄司	校区の子ども会がなくなり、学校とのつながりがなくなってしまったことで「何かあった時に若い方の力を借りたい。」という思いから、誰に連絡すれば良いかということでピックアップしておけば良いということでおたすけ隊ができた。「困った時は助けるよ。」が元々あった校区のため、無償でしていたこともあり、有償にすることの難しさを感じている。他校区の視察に以前行った際、お願いする側の方が、有償の方がありがたいと言われたという話も聞いた。校区内でも草木剪定の依頼があってゴミ袋代やちょっとした活動費を渡したという話も聞いており、同様の相談があった場合はそこに連絡をしてそこでやり取りをしてもらっている。	
	出野浦	包括に繋ぐことが多い。数字に出てこないことも多くある。	
	小森江五	区社協が来所した際は相談に乗ってもらったりしている。つなぎ先については、対応できることはお助け隊で対応するが、校区社協会長と一緒に訪問して確認の上で対応できないことは役所に相談するようにしている。相談員の方で業者等の情報を把握していない。	
小倉北	西小倉	地域包括支援センターにつないだり、民生委員・児童委員も研修会に参加してもらって情報交換をしているため、連携している。民生委員・児童委員にもおたすけ隊として登録いただいた方もいる。	
	富野	「お助け隊」は結成している。メンバーには校区社協の活動者も多いが、校区社協にお願いするという形だとは思っていない。相談があったらまずは事前調査に行く。人を集めないと大変か等を直接見て判断している。	
小倉南	若園	つなぎ先は、地域包括支援センター、いのちネット、保護課が多い。区役所が隣にあるため、相談者を区役所に同行することもある。	
	貫	高齢化が進み地域によってはサポートできないことがあるかもしれない。	

（3）生活支援ニーズと活動者とのマッチング

	校(地)区	内容	備考
小倉南	守恒	基本は、生活支援サポーターへつなぐ。対応できないことは、民間のつなぎ先を探している。	
	東朽網	自治会と連携しながら活動を行っている	
	朽網	できていない。	
若松	高須	あまりに対応が難しいことはシルバー人材センターに依頼することも多く、断られることもある。相談員が受けて確認後、対応が難しい場合は地元の電気屋など業者に依頼している。簡単な対応は相談員が対応することもあるが、少し待ってもらって、できるだけ応援隊につないでいる。ここからここまでと決められないため、小さなことにも対応している。数字に出てこないことも多くある。	
八幡東	高槻	主にNPO法人わいわいたかつきの活動者へつないでいる。	
八幡西	八枝	相談員が対応できないことは、民間に繋いでいる。民間の業者と交渉し、割引価格でやってもらえるよう話をしている。	
	陣原	ニーズに対し、相談員では解決できないことは、民間につなごうと思っているがまだ相談はない。 そのため、ニーズが出たときに調べて事例を蓄積していきたい。	
戸畑	牧山東	相談員業務を開始した時は、草木剪定を相談員自身が行った。 その経験から、自分たちで請け負えることについて選定できるようになった。	

（4）関係機関・団体との関わりや連携

	校(地)区	内容	備考
門司	庄司	連絡調整会議には参加している。 他関係機関との連携は密にある。	ある
	田野浦	相談員が民生委員のため、民生委員地区会に出席。連絡調整会議、児童委員の会議にも出席して情報共有している。	ある
	小森江五	校区社協の連絡調整会議に参加している。相談員が相談を受け、訪問したり対応したことを福祉協力員に報告しており、それを連絡調整会議の中で報告してもらっている。お助け隊のメンバーも連絡調整会議に参加しており、対応については全て報告している。校区で一体的に活動している。	ある
小倉北	西小倉	地縁団体の関係者とは連携できている。	ある
	富野	校区社協の集まりには顔を出している。	ある
小倉南	若園	校区社協、民生委員・児童委員、自治連合会、老人会と連携はとれている。	ある
	貫	高齢者施設と連携し、サロン講師として来てもらうよう校区社協とつなげたり、施設にコンビニの移動販売がある際、地域住民も購入できるようにしている。	ある
	守恒	関係機関として、校区社協、まち協等が挙げられる。 地域の活動者としてではあるが、連絡調整会議にも参加している。	ある
	東朽網	校区社協のFNW活動の会議、校区の定例会議、福祉協力員の会議、まち協の会議、民生委員の会議に参加し、情報共有を行っている。	ある
	朽網	校(地)区社協会長のみ相談している。	
若松	高須	地区社協とは密接に関わっている。連絡調整会議にも出席している。相談員としての業務を行い、時間外は福祉協力員活動を兼ねている。 民生委員とも連携している。自治会やまち協は、目に見えない役割分担もあり入り込めない部分もあるため、地区社協会長が窓口となって連携している。	ある

（4）関係機関・団体との関わりや連携

	校(地)区	内容	備考
八幡東	高槻	相談員で解決できない相談は民間に頼んでいこうと思っている。 関係機関と連携はとれている。連絡調整会議にも参加して、相談の報告をしている。	ある
八幡西	八枝	「お元気ですか？」（八幡西区社協が作成する情報チラシ。主に福祉協力員が見守り対象者の訪問をする際に配布。）に事業内容や相談員の連絡先を記載し、高齢者施設や病院、整骨院で配布してもらっている。 地元業者に働きかけ、相談員からつないだ住民の購入価格を割引してもらっている。	ある
	陣原	高齢者通所施設から、利用者の隣の家のつたをどうにかできないか相談を受け、地主に繋ぎ解決した。地縁団体とは連携が取れている。相談員が時間外は地域の活動者も兼ねている。	ある
戸畑	牧山東	地縁団体関係者とは連携できている。 若い活動者を引き入れたいため、SNSの活用を検討した。しかし、SNSに悪い口コミを書かれるのではないかと心配でなかなかSNSの広報に手を出すことができずにいる。PTAとのつながりもなく、子ども会のつながりも希薄化したため、次世代の活動者を引き入れることが難しい。	ある

(5) 生活支援活動以外の相談について

	校(地)区	内容	備考
門司	庄司	民生委員・児童委員、生活支援相談員は町内会未加入者も関係なく相談を受けている。当院板は町内会加入者のみ。 地元業者の情報を伝えることもある。他地域のことも情報収集しているため伝えてあげている。	有
	田野浦	蜂の駆除の依頼が来た際に民間の業者を紹介した。公民館で次の一手を決定して帰ってもらうように心掛けている。 コロナ禍では、ワクチン接種の予約代行が多かった。	有
	小森江五	病気や家族関係等の相談は受けたことはない。内容については福祉協力員や民生委員・児童委員から周知されているため、生活支援サービスの相談のみ。	
小倉北	西小倉	生活支援活動以外の相談はあまりない。	
	富野	一度相談をしてきた人は、相談しやすくなって、悩みやプライベートな相談を受けたこともある。	有
小倉南	若園	病気や家族の相談の方が多い。話を聞いて欲しいという相談も多く傾聴のみの時もある。	有
	貫	パソコンやスマートフォン等の電子機器の操作に関する相談も多い。 相談者自身の病気に関しての相談、家族について相談があったため、民生委員や行政に繋いだ。 他にも、孫が認知症の祖母が徘徊していたら声をかけてほしいという依頼があったため福祉協力員等とも共有した。	有
	守恒	何でも相談してくださいと言っているため、件数として挙げていないものもあるが、生活支援ニーズ以外の相談もある。 生活での困りごとの相談のみ件数に挙げている。	有
	東朽網	アンケートで一件あった。 孫の不登校についての相談等を区社協に繋いだ。	有
	朽網	相談自体がない。	

(5) 生活支援活動以外の相談について

	校(地)区	内容	備考
若松	高須	地域包括支援センターから要支援者との関係性を築いて欲しい等依頼がくるようになった。	有
八幡東	高槻	相談員は、元看護師、元ケアマネなので、体調の相談や家族の入院手続きについてや介護申請について相談があった。	有
八幡西	八枝	生活支援以外の相談は多い。相続の話や借家人が行方不明になったという相談等。	有
	陣原	生活支援以外の相談はまだない。雑談をヨって満足される方も多い。	
戸畑	牧山東	相談員業務を開始する際、校区内の施設やコンビニ等回ったため、顔合わせができている。そのため、高齢者施設やリハビリテーション、コンビニ等から依頼が来ることがある。介護保険では対応できないことをサポートしている。 話だけして満足して帰られる人もいるが相談件数には入れていない。 子どもを2時間だけ預かって欲しいという依頼があり、保育資格のある人につなぎ預かったこともあった。	有

(6) 仕事で苦労している点や困難と感じる点

	校(地)区	内容	備考
門司	庄司	困難な点等は特に考えたこともない。すべての相談に対応している。	なし
	出野浦	特になし	なし
	小森江西	まだそこまで困難なケースには出会っていない。	なし
小倉北	西小倉	負担に感じることや困難と感じていることは特にない。窓口開設していない曜日に対応したことはあるが、嫌に感じているわけではない。	なし
	富野	工夫できるものは工夫して何とかやっている。軽トラックがあったら、と思ったりすることもある。相談員はつなぐ役割だと思っている。	なし
小倉南	若園	何か困ったことがあれば、区社協の所長・主事・地域支援コーディネーターに相談している。 週2回買い物支援をしていた利用者が入院してしまい、チケットの預り金は相談員の手元にある。ケアマネジャーからも連絡がなく、区社協に預り金の処理について相談してた。退院して他県の子どものところに行くとのことで、子どもが来所し残っていた2枚のチケットを払い戻し処理した。	あり
	貫	相談員業務の困難や苦労はあるが、その都度相談者や地縁団体に相談しているため、大丈夫。	あり
	守恒	苦労は今のところない。今までやってきたことの延長線上にお給料がついてきたという感覚。	なし
	東朽網	苦労について、思ったことはない。	なし
	朽網	特になし。	なし
若松	高須	あとで精神疾患とわかった方から、明け方2時に「心臓が（痛い）」と電話があり、校区会長と病院に連れて行ったことがある。ゴミ屋敷の対応で紹介したシルバー人材センターから断られたことなど。（要支援者本人からより）周囲からの相談が多い。	あり
八幡東	高槻	地域の中に入ることに苦労した。組織のつながり等を理解するのに時間がかかった。	あり
八幡西	八枝	隣人問題の仲介人になってほしいという依頼が困った。	あり
	陣原	相談に対する困難や悩みはまだない。相談者が来たときはいいが、来ない時に何をしたらいいのか分からない。	なし
戸畑	牧山東	民生委員としての立場から対応するか、相談員としての立場から対応するか悩ましい時がある。チケットの料金設定が難しく割に合っているのか分からない。	あり